

【補足事項】

内容		説明
土壌の状況	地下埋設物	・地下埋設物に関する調査未実施。本物件は造成以降、現在までバス回転場として利用されていたもの。
	土壌調査	・土壌調査は未実施であるが、有害物質使用特定施設に関する実績の有無について該当なしであることを松江市環境対策課で確認済
	埋蔵文化財発掘調査	・埋蔵文化財発掘調査は未実施であるが、開発済み土地で周知の埋蔵文化財は確認されていない土地であると松江市埋蔵文化財調査課で確認済 ・工事中に遺構、遺物と思しきものが発見された場合 ・現状変更せず速やかに松江市埋蔵文化財調査課まで届出 ・この場合、調査を行い、原因者に費用負担を求められる場合有
供給処理施設	電気、上下水道	【電気】 ・敷地内への引き込みが必要な場合、買主において対応 【上水道・下水道】 ・敷地内への引き込みが必要な場合、買主において対応
その他	その他	【ゴミ集積所】 ・敷地内に2箇所ゴミ集積所あり（南西側市道沿い1箇所、北東側市道沿い1箇所）。本物件の売却が決定した際は移転していただくよう地元自治会了承済み。 【リサイクルステーション】 ・敷地内に松江市リサイクル都市推進課が設置したリサイクルステーションあり。本物件の売却が決定した際は移転していただくよう協議済み。 【電柱】 ・敷地内北東側に共用柱（中国電力・NTT西日本）の支線があります。移転が必要な場合は買主において対応してください。 【境界標】 ・平成21年3月に作成した地積測量図の境界標が亡失している場合は、買主において対応してください。

(各種法令等の確認)

物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料であり、必ず入札参加者ご自身において、現地及び各種法令についての調査確認を行うこと。

(契約不適合責任)

買主は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本件売買物件が種類、品質又は数量等に関して、本契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完・代金の減額・損害賠償の各請求及び契約の解除をすることはできない。ただし、買主が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、引き渡しの日から2年間はこの限りではない。

前項ただし書の場合又は前項本文の適用がない場合における売主の責任の範囲は本件売買代金の額を限度とする。

(引き渡し条件)

本物件は、全て現状引き渡しとし、引き渡し後の維持管理及び現状の改変は全て買主の負担によるものとする。